



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

820	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
821	平成22年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	2
822	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
823	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
824	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
825	〃	(").....	4

○ 監査委員告示

1	包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	4
---	-------------------------------	-------	---

○ 警察本部告示

3	一般競争入札による落札者の決定	5
---	-----------------	-------	---

○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	5
	平成22年度産業技術専門学院の生徒(普通課程)募集	(労働政策課).....	5
	平成22年度産業技術専門学院の生徒(短期課程)募集	(").....	7

○ 監査公表

	監査公表第13号	9
--	----------	-------	---

○ 正誤

	平成22年6月22日付け和歌山県報第2169号目次中	20
	平成22年7月20日付け和歌山県報第2177号和歌山県告示第780号中	20
	平成22年7月27日付け和歌山県報第2178号目次中	20

告 示

和歌山県告示第820号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年9月15日まで縦覧に供する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成22年7月15日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山こどもの広場

3 代表者の氏名

橋口千代子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目5番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや大人に対して、支援・交流の事業を行い、親と子が共に成長していく過程で、夢と創造性、豊かな感受性、自主性を育み、心身ともにたくましい成長を願って、文化環境の充実に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第821号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成22年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験の日時

平成22年11月12日（金）午前10時20分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成22年10月12日（火）から同月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成22年10月19日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。）

7 合格発表

平成22年11月26日（金）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成22年11月26日（金）から同年12月17日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所串本支所を含む。）

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）において配付する。

また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-432-4111 内線2620）又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に行うこと。

和歌山県告示第822号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000415	さくら・介護ステーションももたろう	橋本市隅田町中島47-1 ベルクレスト101号	居宅介護重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社ファーストリブ	大阪府河内長野市錦町8-8	平成22.8.1	平成28.7.31
3011000423	合資会社ドリーム愛	橋本市高野口町田原199番地	居宅介護重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	合資会社ドリーム愛	橋本市高野口町田原199番地	平成22.8.1	平成28.7.31

和歌山県告示第823号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
薬局スーパードラッグキリン御坊店	御坊市湯川町財部1053-1	—	阪本妙子	平成22.8.1
薬局スーパードラッグキリン万呂店	田辺市下万呂418	—	畑垣弘道	平成22.8.1

和歌山県告示第824号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字湯川字神森309、312の11
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第825号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市熊野字久保1175の1、1176の4、1176の10、字松葉1177の1、1177の2、1177の5、1177の6、1178、1178の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の中修二の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成22年8月6日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
本田裕一	大阪府大阪市淀川区新高一丁目1番10-412号	平成22年8月6日から 平成23年3月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

交通管制システム上位装置賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年8月6日

和歌山県警察本部長 永松健次

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成22年7月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリーリース株式会社大阪支店
大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号
- 5 落札金額
60,883,200円（うち消費税及び地方消費税の額2,899,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年5月21日

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年7月9日以降無効とする。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
50リットル券	船舶	4310685	1枚	平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで	紀北県税事務所	平成22年7月8日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

平成23年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（普通課程）を次のとおり募集する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集定員等

名称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業 技術専門学院	普通職業訓練	普通課程 (高卒以上)	自動車工学科	2年	20人
			理容科	2年	15人

			メカトロニクス科	2年	15人
			情報技術科	1年	10人
			建築工学科	1年	20人
		普通課程 (中卒以上)	デザイン木工科	2年	15人
	計				95人
和歌山県立田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程 (高卒以上)	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
			溶接板金科	1年	20人
	計				55人
	合計				150人

2 応募資格

(1) 普通課程(高卒以上)

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者(平成22年度卒業予定者を含む。以下同じ)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、40歳以下(平成23年4月1日現在)のものであること。ただし、自動車工学科及び理容科については、高等学校を卒業した者又は大学受験有資格者で40歳以下のものであること。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) 普通課程(中卒以上)

学校教育法による中学校を卒業した者(平成22年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、40歳以下のものであること。

3 応募手続

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの)をちょう付するものとする。

(2) 入学願書は、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成22年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を經由して入学を希望する産業技術専門学院に提出するものとする。

(3) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入学願書に添付すること。

(4) 受験料は、2,200円とし、入学願書に和歌山県収入証紙をちょう付することにより納めるものとする。

4 募集日程

区分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成22年10月4日(月)から同月13日(水)まで	平成22年10月22日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	入学を希望する各産業技術専門学院及び新宮地域職業訓練センター	平成22年10月26日(火)午後3時
2月選考	平成23年1月11日(火)から同月24日(月)まで	平成23年2月4日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接		平成23年2月8日(火)午後3時

(1) 受験者全員に本人あて合否を通知する。

(2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。

(3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成23年4月8日(金)午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学金 5,650円
- (2) 授業料 年額118,800円。ただし、空調機使用料として、授業料に年額1,800円を加算。
- (3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

7 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面（受験票又は合否通知書）を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

- (2) 開示する内容
総合得点及び順位

- (3) 開示請求期間
合格発表の日から1月間

8 訓練期間中の援護措置

- (1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用がある。
- (2) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
- (3) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長される。
- (4) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (5) 公共職業安定所長から受講推薦を受けた者で、一定の要件に該当すれば、訓練期間中、訓練・生活支援給付金制度が受けられる。（詳しくはハローワークへ）

9 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院

〒649-6261 和歌山市小倉90

電話番号 073-477-1253

ファクシミリ番号 073-477-1254

和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町1745-2

電話番号 0739-22-2259

ファクシミリ番号 0739-22-3123

公 告

平成23年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒（短期課程）を次のとおり募集する。

平成22年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	20人

※本人の適性に応じて販売コースとOAコースにわかれる。

2 応募資格

次に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者
- (5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者
- (6) 自力で通学が可能な者

3 応募手続

- (1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

なお、入学願書については、所定の用紙に必要な事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真（正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの）をちょう付するものとする。

- (2) 入学願書及び応募資格を証する書類（療育手帳。ただし、療育手帳の交付を受けていない者は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書）の写しを、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成22年度に特別支援学校、中学校、中等教育学校及び高等学校を卒業する予定者については、在学している特別支援学校、中学校、中等教育学校及び高等学校を経由して入学を希望する産業技術専門学院に提出するものとする。

4 募集日程

区 分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成22年10月4日（月）から同月13日（水）まで	平成22年10月22日（金）午前9時30分	筆記試験（国語・数学）・作業試験及び面接	和歌山産業技術専門学院	平成22年10月26日（火）午後3時
2月選考	平成23年1月11日（火）から同月24日（月）まで	平成23年2月4日（金）午前9時30分	筆記試験（国語・数学）・作業試験及び面接		平成23年2月8日（火）午後3時

- (1) 受験者全員に本人あて合否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成23年4月8日（金）午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学考査に要する費用、入学金及び授業料は、無料とする。
- (2) 教科書代、作業服代、災害障害保険料その他の活動費用等が必要である。

7 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面（受験票又は合否通知書）を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

- (2) 開示する内容

総合得点及び順位

- (3) 開示請求期間

合格発表の日から1月間

8 訓練期間中の援護措置

- (1) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
- (2) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長される。

- (3) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
- (4) 公共職業安定所長から受講推薦を受けた者で、一定の要件に該当すれば、訓練期間中、訓練・生活支援給付金制度が受けられる。（詳しくはハローワークへ）
- 9 問い合わせ先
和歌山県立和歌山産業技術専門学院
〒649-6261 和歌山市小倉90
電話番号 073-477-1253
ファクシミリ番号 073-477-1254

監 査 公 表

和歌山県監査公表第13号

平成22年2月3日付け監査報告第18号及び第19号並びに同年3月12日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月6日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 日高振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成21年11月25日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 日高振興局内の平成13年度復旧治山事業に係る違約金の未収金について、引き続き回収に努められたい。

イ 重要物品について、用途廃止及び不用品の廃棄の手続をせずに廃棄されたもの（1件）があったので、今後、物品管理を適切に行われたい。

ウ 和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋にかけて消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

エ 前年度の歳入に係る過納金の還付は、現年度の歳出（償還金、利子及び割引料の科目）から行うべきところ、誤って戻出の決定と支払の審査を行い、事務処理した事例があったので、今後、会計事務処理の基本原則に従って適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 平成13年度復旧治山事業に係る違約金の未収金については、滞納者の情報収集に努め、本庁担当者とともに自宅訪問を行い、未収金についての説明を行うが、本人は違約金の発生理由に対して異論があり、全く交渉が行えない状況である。

今後も本庁とも連携しながら、引き続き未収金の処理に努めていく。

イ 当該重要物品は、機械の老朽化や耐用年数が大幅に経過していることなどから、その当時の職員が必要な事務手続を認識せずに機械を処分したと推測される。

監査において注意を受けて以降、必要な手続を行い、適切な物品管理を行っている。

ウ 監査において注意を受けて以降、証紙の消印を適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に

努めている。

エ 監査において注意を受けて以降、行政財産使用料の過誤納案件はないが、会計事務処理の基本原則に従って適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。

2 日高振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年11月25日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約55万円となっており、前年度末に比し約10万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約70万円となっており、前年度末に比し約13万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者の現状を把握しながら、訪問、手紙、電話などで償還指導に取り組んでいる。

平成20年度の未償還金については、過年度分3件で553,262円である。

2件は高齢者で生活保護受給中で訪問指導などによる償還指導により少額ながらも毎月入金され、1件は本年度内に完納予定である。残りの1件は、他県に在住で年金生活であるが、少額ながらも入金されている。

なお、新規の貸付けについては、面接時に本貸付金の趣旨を、申請人、連帯借主及び連帯保証人に説明し、未償還金の発生防止に努めている。

イ 生活保護費の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査等により所得の把握に努めている。

平成21年3月末現在、未納の8件については、本年度収納済1件、所在不明1件、当福祉事務所で保護受給中4件、管外福祉事務所で保護受給中1件、住所調査により所在判明し文書指導及び訪問調査により納入指導中1件である。引き続き、未収金の解消に向けて取り組んでいるところである。

3 日高振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年11月25日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成20年度末で約895万円あり、前年度末に比し約64万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限は、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）により定められている7月31日とされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 委託徴収員と連携をとり、未納者の現状把握し、従来どおり電話督促、納付書（督促文書付き）

の送付及び訪問徴収を行い、また、悪徳滞納者や長期不在者等については、明渡し措置を行い債権管理に努めていく。

イ 土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限については、平成22年度から計画的な事務処理により、和歌山県税外収入徴収規則第9条に定められている納期限（7月31日）を遵守する。

4 和歌山県立日高高等学校及び同校附属中学校

(1) 監査実施年月日 平成21年11月25日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 郵便切手類使用簿については、他の会計による使用と混同することのないよう適正な管理を徹底されたい。

イ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 郵便切手類使用簿について、他の会計と混同することなく適切に管理を行っている。

イ 消耗品の納品検査について、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理を行っている。

5 西牟婁振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年12月2日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約598万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。

今後、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約115万円となっており、前年度末に比し約37万円増加している。

今後、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 重要物品について、廃棄の手続きをせずに廃棄されたものがあったので、今後、物品管理を適切に行われたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 西牟婁振興局健康福祉部における母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金は、平成21年度末で約596万円であり前年度に引き続き減少してきてはいる。現年度7名（53件）、過年度8名（352件）の償還滞納者に対しては、各関係機関の協力を得て情報収集し現状を把握しながら償還指導に努めている。現年度償還分で口座振替のできないケースについては、納付書による納入方法に切り替え、重点的に文書、電話、訪問等を行い指導に努めている。

また、過年度滞納者に対しては、訪問回数を重ね実情に応じた方策を検討しながら積極的に償還指導に取り組み、その結果、少額ながらも定期的に償還され完納に繋がったケースもある。

新規申請に当たっては、事前協議及び面接調査を徹底し、貸付申請時に本人の他連帯保証人及び連帯借主の同席も求め、資金の目的や義務の意識付けをし、貸付後も母子相談を通じて適切な助言

を行い、新規滞納の防止に努めている。

平成21年度末に実施した就学支度資金・修学資金等の新規申請者11名に対しても、同様に行っている。

今後とも関係機関と連携を密にし、検討会等を行いながら償還率の向上に引き続き取り組んでいく。

イ 現在生活保護を受給中の被保護者については、生活保護費の不正受給を防ぐため、収入申告書等の届出の徹底指導、関係先調査及び保護世帯訪問調査を通じての実態把握に努めるとともに、その返還額の決定についてはケース診断会議等に諮り、個別の事情を十分検討した上でを行っている。

また、過年度未収金については、平成20年度末で21件1,153,662円となっているが、納入指導の結果、平成21年度末までに、25,000円の納付があった。

対象者に対しては、関係自治体との連携を行った上で、文書による返還・未納状況の通知を定期的（四半期毎）に行うほか、電話や訪問による督促や返還指導を行い、未収金の償還指導に努めている。

ウ 当該重要物品は、生活保護業務端末であり、平成21年3月末の機種入れ替えの際に廃棄手続を行わなかったために生じた問題である。

当該重要物品については、平成21年11月に手続を行い、所定の処分を終了した。

また、今後このようなことのないよう、事業実施担当職員と物品管理担当職員が連携し、処分手続きを適切に実施するよう十分に注意する。

6 西牟婁振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年12月2日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅等）の収入未済額は、平成20年度末で約2,420万円の未収となっており、前年度末に比し約142万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が1件1,507円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 現在、西牟婁振興局建設部において管理する県営住宅は15団地、667戸である。今年度についても、昨年度に引き続き、月1回の夜間徴収と2か月までの小口滞納者減少に全課体制で取り組み、未収金の減額に努めており、1月末での数字は、現年度の徴収率として前月同月末比+1.33%と前年同時期を上回っているところである。

前年度に引き続き、大口滞納者については、県議会に提案し議決を得た上で、住宅の明渡し及び滞納家賃の請求訴訟手続（和解及び調停を含む。）を講じているところである。平成20年度においては1件の訴訟（和解1件）を行い、平成21年度においても10月末までに2件の訴訟（和解2件）を行ったところである。

また、未訴訟者については、滞納理由、収入状況等を勘案し、法的手続について説明し、順次訴訟手続を講じるようにしているところである。

イ 指導を受け、即日返納処理を行った。納付については平成21年11月27日に完了したところである。

7 紀南県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成21年12月2日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 県税の未収金については、体制の整備を図り、滞納整理に努力されているところであるが、収入率は91.1%（2.8ポイント減）だった。一部税目の所管替えもあるが、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、平成20年度末における収入未済額は6億5,852万3,880円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

イ 消耗品の納品検査について、物品要求（発注）担当職員が行っている事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 県税の未収金について

① 地域県税徴収対策本部の設置

平成21年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し徴収確保、滞納額の縮減に取り組んでいるところである。

② 個人県民税徴収対策

関係市町村との共同催告に加えて、6市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めているところである。

また、21年度は、新宮市、那智勝浦町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図っているところである。

イ 消耗品の納品検査について

平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理しているところである。

8 和歌山県紀南児童相談所

(1) 監査実施年月日 平成21年12月2日

(2) 監査の結果

注意事項

児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約643万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。

今後とも、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

未収金の縮減については、当所の重点課題として所全体でその納入督促に努めているところであるが、監査後の措置として、収納担当者とケース担当者との協力体制の強化を図り、戸別訪問や電話による納入督促を今まで以上に実施した。

障害福祉課等とも債権管理の方策について協議を進めている。

9 和歌山県立田辺高等学校及び同校附属中学校

(1) 監査実施年月日 平成21年12月2日

(2) 監査の結果

注意事項

集中調達外の消耗品について、納品書に納品の突合確認済の受付印等がなかったため、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

集中調達外の消耗品の納品の突合確認については、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理を行っている。

10 和歌山県田辺警察署

(1) 監査実施年月日 平成21年12月2日

(2) 監査の結果

注意事項

フィルムの現像、焼付けについて、発注台帳と請求書の数量が相違しており、発注台帳の記載漏れ、誤記と判明したが、発注及び検収を適切にされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

複数人による日々の検収を確実にを行うとともに、支出時における関係書類のチェックを強化し、適正な会計業務の推進に努めている。

11 東牟婁振興局串本建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年12月21日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が3件11,029円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

イ 消耗品納品書の添付漏れ及び職員の突合確認印漏れがあったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に基づき適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 超過勤務手当の過支給3件11,029円については、平成21年11月の給与より返還措置を講じた。

イ 消耗品の納品検査については、出納室長通知に従い適切に処理している。

12 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(1) 監査実施年月日 平成21年12月21日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約208万円となっており、前年度末に比し約36万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き償還管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約911万円となっており、前年度末に比し約53万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を積極的に行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 収納員が現金を領収したにもかかわらず、その状況を現金出納簿に記載していない事例があったので、今後適切な事例処理をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話及び文書による催告に加えて夜間においても自宅等を訪問して償還指導を行い未償還金の債権管理に努めている。過年度の債権者については元金約17万円及び利子約7千円を徴収した。

さらに、未納者の生活実態の把握に努め必要に応じて分割償還の方法をとるなど未償還金の回収に努めた。

また、新規の未償還金の発生を防止するため貸付時において償還指導の徹底を図った。

イ 未納者の大部分が現在も生活保護受給中であるが、分割納付等により粘り強く返還指導を行うとともに、徴収不可能なものについては不納欠損処理を検討し、債権管理の一層の徹底を図っている。

また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給や返還金未収金発生の防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行い、より一層民生委員や役場担当課など関係機関との連携を密にし保護の適切な実施に努めている。

ウ 該当の現金出納簿について、記載漏れの箇所を直ちに修正を行うとともに確認作業を徹底した。

13 和歌山県ふるさと定住センター

(1) 監査実施年月日 平成21年12月21日

(2) 監査の結果

注意事項

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していた事例や週休日(土曜日及び日曜日)の振替による勤務日の超過勤務手当の支給区分の誤り等により5,067円が過支給となっているので、返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

平成22年1月5日に計5,067円(2件)の戻入の手続きをとり、当該職員より、平成22年1月12日に1,795円、平成22年1月14日に3,272円をそれぞれ返還済である。なお、監査対象機関については、平成21年度より外部委託を行っている。

14 和歌山県立古座高等学校

(1) 監査実施年月日 平成21年12月21日

(2) 監査の結果

注意事項

超過勤務について、週の勤務時間が40時間を越えていないにもかかわらず、25/100の手当として4件15,656円が支給されていたので返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

超過勤務手当4件15,656円の返還手続きについては、平成22年1月19日に全額返還を完了した。

15 東牟婁振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成21年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 重要物品の中で長年使用されておらず老朽化が著しく使用不能なものについては、廃棄処分等適切な処理をされたい。

イ 集中調達外の消耗品について、納品書に納品の突合確認済の受付印等がなかった事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 長年使用されていない老朽化が著しい重要物品については、平成22年3月に用途廃止の手続を完了し、今後廃棄処分を行う。

イ 消耗品の納品検査については、出納室長通知に従い適切に処理している。

16 東牟婁振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成21年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金の償還金については、平成20年度末で約139万円の未収となっており、前年度末と比し約44万円増加している。昨今の経済状況の悪化から返済困難者が増加しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導を徹底し、過年度分の未償還金については、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約806万円となっており、前年度末に比し約58万円増加している。

今後とも被保護者の資産状況を精査し収入把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 超過勤務について次のとおり不適切な処理が見受けられたので、手当額の返還等適切に処理されたい。

a 代休を取れない勤務にもかかわらず、代休日を指定していた。

b 125/100、135/100の両方の超過勤務手当の支給をするよう命令がなされていた。

c 代休日の指定のない振替

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金の未償還金については、電話及び文書による催告に加え、夜間においても自宅等を訪問して償還指導を行い、未償還金の債権管理に努めている。

過年度の債権者については元金約22万円及び利子約1千円を徴収した。

さらに、未納者の生活実態の把握や保証人に対する協力要請を行い、必要に応じて分割償還の方法をとるなど未償還金の回収に努めた。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、新規貸付時には、事前協議及び面接調査を徹底し、本人、連帯借り主及び連帯保証人に同席を求め、償還指導の徹底を図った。

イ 不正受給の防止の基本は、被保護世帯への訪問活動にあると考えており、計画的な訪問活動を実施するとともに、被保護者全員を対象とした課税状況調査や年金調査、随時の預貯金調査を行い、保護の適切な実施に努めている。

過年度分の未収金については約20万円を徴収したが、未納者については、大半が現在も生活保護を受給中であつたり、生活保護からは脱却したものの生活基盤が脆弱な境界層にある者であるが、分割納付等により粘り強く償還指導を行うとともに、徴収不可能なものについては不納欠損処理を検討する等債権管理の一層の徹底を図っている。

ウ aについては、休日の代休指定は1日単位でのみ振替可能であるにもかかわらず、週休日と同様に半日単位で振替可能であると超過勤務命令簿に誤って記載していたものであるが、実際には振替を行っておらず、当該超過勤務命令簿を修正せずにしたため、これを修正した。

bについては、超過勤務命令簿の記載に誤りがあったが、実際の支給については適切に処理されており、当該命令簿を修正した。

cについては、超過勤務命令時に代休日を指定し、超過勤務命令簿に記載しておくべきであったが記載漏れがあったため、当該命令簿に追記した。

いずれも制度に対する理解不足が原因であり、職場研修を通じた制度の習熟とチェックの厳密化を図った。

17 東牟婁振興局新宮建設部

(1) 監査実施年月日 平成21年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成20年度末で約526万円あり、前年度末に比し約142万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限は、和歌山県税外収入徴収規則により定められている7月31日とされたい。

ウ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

エ 県営住宅の修繕工事について、修繕請負契約に基づく工事完成後の修理票及び修繕請負単価契約に基づく修繕完了後の数量又は実績の分かる書類の提出を受けていなかったため、契約書どおり適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 公営住宅の未収金については、委託徴収員と連携し、夜間訪問等による督促及び徴収を繰り返すことで縮減に努めている。また、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、一層、適正な債権管理に努めている。

イ 平成22年度からは計画的な事務処理により、和歌山県税外収入徴収規則第9条に定められている納期限（7月31日）を遵守する。

ウ 消耗品の納品検査については、出納室長通知に従い適切に処理している。

エ 修繕完了後に修繕項目及び数量を記載した書類の提出を求め、検査を行っている。

18 和歌山県立なぎ看護学校

(1) 監査実施年月日 平成21年12月22日

(2) 監査の結果

注意事項

消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印及び個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理すべく、平成21年度における消耗品納品検査においても同様の不適切な処理が存在しないか再度、複数名による確認を行い、適正に処理済みであること確認したところである。

19 和歌山県工業技術センター

(1) 監査実施年月日 平成22年1月26日

(2) 監査の結果

注意事項

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が1件2,356円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

人事課と協議し、返納手続を行い該当職員に説明し平成22年1月に人事課から返納納付書を送付し納付された。

適切な記載、事務処理等周知徹底を図るとともに、チェックを更にきめ細かく行い記載誤りのないよう再発防止に努める。

20 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(1) 監査実施年月日 平成22年2月26日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約2,213万円となっており、前年度末に比し、約48万円増加している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

イ 集中調達外の消耗品について、納品書の添付もれ等が散見されたので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 児童福祉施設負担金の未収金徴収は、近年の不況等により非常に厳しい状況にある。

このため、特に過年度分滞納者については、納付義務者を①生活困窮や転居先不明等により回収が困難なケース、②分納中で完納が見込めるケース、③分納中であるが、完納に至らないケース等の3つのケースに仕分け、個別具体的な事情とも照らし合わせながら訪問徴収等により未収金の徴収に努めている。

具体的には、平成20年度決算時の滞納繰越者86名について、平成21年12月末現在では、完納となった者は5名、分納中の者が42名、交渉中の者が39名という状況であった。

また、不納欠損処理については、平成20年度において処理すべき案件については、事務処理上、本課との協議に時間を要したため、平成21年度に繰り越し、14名、7,652,120円の不納欠損処理を行ったところである。

今後とも引き続き、所を挙げて、徴収事務の一層の強化を図り、粘り強い戸別訪問、電話督促等を行うとともに、不納欠損処理の可能なものについては、不納欠損処分を行い、未収金の縮減に努めてまいりたい。

イ 集中調達外の消耗品の納品書の添付もれについて、予備監査の際、指摘を受け、予備監査終了後、直ちに処理を行った。

21 和歌山県公営競技事務所

(1) 監査実施年月日 平成22年2月26日

(2) 監査の結果

注意事項

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成20年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、返還額の増額を図るなど、債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて接触を図る等弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。

22 和歌山下津港湾事務所

(1) 監査実施年月日 平成22年2月26日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 港湾施設使用料等の収入未済額は、平成20年度末で約3,405万円となっており、前年度末に比し、約5万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 超過勤務について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が2件7,935円支給されていたので、返還措置を講じられたい。

ウ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

検討事項

港湾ガントリークレーンについて、平成20年度の使用料が345万円であるが、保守点検業務委託料及び修繕料に約2,000万円要している。引き続き今後の対応を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 平成21年4月にプロジェクトチームを編制し、適切な債権管理に努めた結果、平成21年度末の未収金は30,001,051円で、前年度末に比し、4,054,724円減少した。

イ 2名の職員に対する過払い超過勤務手当について、平成22年1月に返還措置を講じた。

ウ 再発防止のため平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知の周知徹底を行った。

検討事項

ガントリークレーンの収益向上を図るため、引き続きコンテナターミナルの利用拡大に努めている。

23 財団法人わかやま産業振興財団

(1) 監査実施年月日 平成22年2月26日

(2) 監査の結果

注意事項

設備貸与資金の未償還金については、平成20年度末で約2億4,984万円あり、前年度末に比し、約201万円減少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、適正な債権管理に努められたい。

検討事項

流動資産の運用方法について、一部効率的でない面も見受けられるので、今後、安全確実な保管はもとより、更に効率的な運用をされ、少しでも事業の財源を確保するよう検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

設備貸与資金の未償還金については、なお多額の未収金が存在するので、債権管理状況について密接に連携を取りながら、財団の最重点課題として今後ともその回収等に積極的に取り組むとともに、新たな未収金を発生させることの無いよう指導しているところである。

検討事項

流動資産の運用方法について、少しでも事業の財源を確保するように、安全確実な保管に留意しながら効率的な運用をするように指導しているところである。

24 社団法人和歌山県私学振興基金協会

(1) 監査実施年月日 平成22年2月26日

(2) 監査の結果

検討事項

流動資産については、短期貸付金を除き、すべて無利子の決済性普通預金で管理され、資産が有効に活用されていないので、健全な運営に必要な資産を除き、元本が回収できる可能性が高く、なるべく高い運用益が得られる方法を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

検討事項

社団法人和歌山県私学振興基金協会の流動資産のうち短期貸付金を除いた資産の管理について、当該法人に対し有効活用の方法を検討するよう助言した結果、安全性が高くかつ運用益が得られる管理方法に変更されることとなった。

25 財団法人和歌山栽培漁業協会

(1) 監査実施年月日 平成22年2月26日

(2) 監査の結果

注意事項

源泉所得税の納付が遅れ、不納付加算税及び延滞税を団体が負担した事例があったので、今後このようなことがないように納付期限を厳守されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

源泉所得税の納付期限を厳守するよう指導を行った。

正 誤

正 誤

平成22年6月22日付け和歌山県報第2169号目次中

ページ	行目	誤	正
1	上から5	保安林の指定	保安林の指定予定の通知

正 誤

平成22年7月20日付け和歌山県報第2177号和歌山県告示第780号中

ページ	行目	誤	正
5	下から4	鞆鞆町	鞆鞆町
7	下から1、2及び3		
8	上から6及び7		

正 誤

平成22年7月27日付け和歌山県報第2178号目次中

ページ	行目	誤	正
1	上から10	保安林の指定	保安林の指定予定の通知